

市長交際費の支出に係る情報の公表に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市政公開の原則に基づき行政運営の一層の透明性を図り、市民の市政に対する理解と信頼を深めるため、市長交際費の支出に係る情報の公表（以下「市長交際費の公表」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(公表内容)

第2条 公表する内容は、市長交際費の支出に関する次に掲げる事項とする。

(1) 支出月日

(2) 支出先・内容等

(3) 支出金額

2 前項第2号については、長井市情報公開条例（平成10年条例第1号）第6条の規定に該当する場合には、公表しないものとする。

(公表方法)

第3条 市長交際費の公表は、1ヶ月分の支出状況を取りまとめ、支出した月の翌月末日までに別記様式を市のホームページに掲載する方法等により行うものとする。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

2 この要綱による市長交際費の公表は、平成18年4月1日以後に支出のあったものについて適用する。

